

輸入差止申立書

1 整理 No

2 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 東京 税関長 殿

4 申立人 【公表】

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 東京都江東区青海〇丁目△番
 A B C Dビル

氏名又は名称 株式会社青海種苗

法人番号又は国籍 ○○○○○○○○○○○○○○
(連絡先) 法務部（知的財産担当）
担当者 品川 次郎
電話番号 03-△△△△-□□□□
電子メールのアドレス【不開示】○○○@△△△

本資料は記載の一例です。
4 頁以降に記載要領がありますので、ご確認ください。
(※記載例の下線部をクリックすると、記載要領にジャンプします。)

詳しくは、税関にお尋ね下さい。



関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

5 1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

6	※ <u>権利の種類</u> 【公表】	☐ 特許権 ☐ 著作権 ☐ 実用新案権 ☐ 著作隣接権 ☐ 意匠権 ☒ 育成者権 ☐ 商標権
7	※ <u>登録番号及び登録年月日</u> 【公表】 (権利発生年月日)	第 1 2 3 4 号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (年 月 日)
8	※ <u>権利の存続期間</u> 【開示】	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
9	※ <u>権利の範囲</u> 【公表】	「カスタムス」(さくらんぼ)の新品種 詳細については、添付資料1「品種登録簿の謄本」参照
10	※ <u>権利者</u> 【公表】	住所 東京都江東区青海〇丁目△番 ABCDビル 氏名又は名称 株式会社青海種苗 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (電話番号) 03-△△△△-□□□□
11	※ <u>専用実施権者、専用 使用権者又は専用 利用権者</u> 【開示】	住所 氏名又は名称 な し 法人番号 (電話番号)
		(権利設定範囲)
12	※ <u>通常実施権者、通常 使用権者又は通常 利用権者</u> 【開示】	住所 氏名又は名称 な し 法人番号 (電話番号)
		(許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】

13	※ 品 名	さくらんぼ
	輸入統計品目番号（9桁）	番号が不明の場合は記載不要です。 ○○○○. ○○ ○○○

4. 侵害物品と認める理由【開示】

14 ※ 侵害すると認める物品は、本件登録品種及び本件登録品種と特性により明確に区別されない品種に属するものである。よって、当該物品が、正当な権原・理由なく、業として輸入される場合には、関税法上の「育成者権を侵害する物品」となる。
(添付資料2「鑑定書」参照)

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、■否】

15 ※ 添付資料 3「識別ポイントに係る資料」のとおり

6. ライセンス料の基礎となる資料（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合）【不開示】

16 ※ (記載不要) 育成者権の場合には記載不要です。

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

17 ※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日
☐ 受理日から令和 年 月 日まで
☒ 受理日から4年間

8. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 東京都台東区〇〇９－８－７ 氏名又は名称 株式会社〇〇〇（〇〇〇 CO., LTD.） 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （電話番号） ０３－〇〇〇〇－〇〇〇〇
その他特定又は想定される事項	輸出者 □□□□株式会社（□□□□ CO., LTD.） 〇〇〇〇国△△△市・・・・（〇〇〇〇 △△△ ・・・・） 仕出国 〇〇〇〇国、□□□ その他 海上貨物により、大阪及び東京港からの輸入が予想される。

(2) 並行輸入に関する参考事項

19	外国における権利設定状況 【開示】	な し	海外で権利設定している場合は記載して下さい。
	外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、■否】	な し	
	外国において製造されている真正商品の 特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。） 【開示の可否：□可、■否】	な し	
	外国における権利の許諾関係 【開示の可否：■可、□否】	な し	
	その他の事項 （ライセンス契約の内容、ライセンシー、製造工場のリスト等） 【不開示】	な し	

該当事項があれば記載をお願いします。

20 (3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、■無】

争いがある場合は、その争いの内容

該当事項がない場合は記載不要ですが、取締りに有効と思われる事項ですので、把握しているものがあれば極力記載をお願いします。

21 (4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、■否】（適宜、参考資料等を添付する。）

上記 8 (1) 記載の予想される輸入者（株式会社〇〇〇）に対し、警告書を送付した（添付資料 4「警告書」参照）。

添付する資料についてチェックをして添付資料の番号及び資料の名称を記載してください

22 9. 添付資料等

※ ■ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】

（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない）

添付資料 1「品種登録簿の謄本」

■ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】

添付資料 2「鑑定書」

■ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、■否】

添付資料 3「識別ポイントに係る資料」

□ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】

■ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】

添付資料 2「鑑定書」

■ その他の資料 【開示の可否：□可、■否】

（権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等）

添付資料 4「警告書」

□ 代理権に関する書類 【開示】

■ 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄

輸入差止申立書記載要領：育成者権

全体にかかる注意事項

- ・ A4サイズで作成する。
- ・ 「税関様式 C 第 5840 号」の各様式毎に改ページを行い、作成する。
- ・ 記入項目が各様式の 1 ページに入りきらない場合は、順次、次ページへ繰り下げてよい。
- ・ 欄中に記載できない場合は別紙を添付することができる。
- ・ 別紙には、明確に別紙番号を付し、欄中には「別紙〇「△△」のとおり」などと記載する。
- ・ **税関様式内の「※」の付されている欄は必ず記載する。付されていない欄は任意による記載となります。**
- ・ 資料を添付する場合は、明確に資料番号を付し、欄中には「添付資料〇「△△」と記載する。
- ・ 開示の可否等にかかるチェックボックスには欄中に記載事項が無い場合でもチェックする。
- ・ チェックボックス（□）は、該当箇所をレチェック（☑）又は塗りつぶす（■）。
- ・ パソコン等で作成するのが望ましい。
- ・ 文字の大きさや間隔等は特に制限はないが、見やすい大きさ、文字配列で作成する。

※項目（下線部）をクリックすると記載例にジャンプします。

1. 整理No.

- ・ 税関で記入するので、空欄にしておく。

2. 提出年月日

- ・ 輸入差止申立書を提出する日を記載する。郵送等の場合は発送する日を記載する。

3. 申立先税関

- ・ 輸入差止申立書を提出する税関長名を記載する。

4. 申立人（必須）

- ・ 住所欄には、郵便番号及び住所を記載する。
- ・ 氏名又は名称欄には、申立人の氏名（法人の場合には法人の名称）を記載する。
- ・ 住所及び氏名等については、品種登録簿に記載されているとおりに記載する。
- ・ 法人番号又は国籍欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を保有する場合に記載する。外国人（外国法人）の場合には国籍を記載する。
- ・ 代理人が輸入差止申立手続を代理して行う場合には、申立人の下に続けて（代理人）と記載のうえ、代理人の住所、代理人の氏名又は名称、法人番号等を上記申立人の記載に準じて記載する。この場合、代理人に輸入差止申立ての手続を委任していることについて、委任の範囲が明示された代理権を証した書面を添付する。
- ・ （連絡先）欄には、申立てに関する連絡先を記載する。この場合、申立人、代理人の住所と異なる住所の場合には、住所（郵便番号）を追記する。申立てが受理された場合における認定手続に関する連絡先（通知書送付先）が申立てに関する連絡先と異なる場合には、連絡先の下に（認定手続の連絡先）と記載の上、上記連絡先欄に準じて記載する。

（例） 申立人【公表】

住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇町×番△号 ABCDビル

氏名又は名称

株式会社カストムス

法人番号又は国籍 ○○○○○○○○○○○○

(代理人)

〒○○○-○○○○

東京都江東区青海△-××

財務法律事務所

弁護士 財務 太郎

弁理士 財務 次郎

法人番号 ○○○○○○○○○○○○

(連絡先)

財務法律事務所

弁理士 財務 次郎

03-△△△△-□□□□

電子メールのアドレス【不開示】

○○○@△△△

5. 認定手続を執る税関長

- ・ 輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関長名を抹消し又は二重線で消す。

6. 権利の種類（必須）

- ・ 育成者権のチェックボックスをレチェック（☒）又は塗りつぶす（☐）。

7. 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）（必須）

- ・ 登録番号及び品種登録年月日を記載する。
- ・ 申立人が専用利用権者の場合は権利発生年月日の箇所に品種登録簿に記載されている専用利用権の設定登録年月日を記載する。
- ・ 申立人が専用利用権者でない場合は権利発生年月日の（ 年 月 日）はブランクのまま残しておく。

8. 権利の存続期間（必須）

- ・ 品種登録年月日～存続期間満了年月日（品種登録の日から25年（種苗法4条2項に規定する品種にあっては30年））を記載する。

9. 権利の範囲（必須）

- ・ 品種登録簿に記載されている登録品種の名称及び農林水産植物の種類を記載する。
- ・ 欄中に記載できない場合は、添付資料1「品種登録簿」を参照する旨記載しても良い。

10. 権利者（必須）

- ・ 現在の権利者の住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号を記載する。住所及び氏名等については、品種登録簿に記載されているとおりに記載する。
- ・ 育成者権が共有の場合は、共有者の全てを記載する。

11. 専用利用権者（必須）

- ・ 専用利用権を設定している場合は専用利用権者の住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号を記載する。
- ・ 権利設定範囲の欄に、権利の内容・期間等を品種登録簿に記載されているとおりに記載する。

12. 通常利用権者（必須）

- ・ 利用を許諾している者の他、権利者のために輸入を行う者を含めて、輸入差止めの対象から除外する輸入者等がある場合には、住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号及び許諾の範囲

を記載する。

13. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等（必須）

- ・ 具体的な品名を記載する。
 - （例）×果物 → さくらんぼ
- ・ 輸入統計品目番号（9桁）が分かれば記載する（任意）。

14. 侵害物品と認める理由（必須）

- ・ 侵害物品（差止対象品）の特定を行ったうえで、輸入差止申立てを行う物品を侵害物品と認める理由を記載する。
- ・ 「侵害の事実を疎明するための資料」（下記参照）を添付する。
- ・ 「侵害物品と認める理由」及び「侵害の事実を疎明するための資料」は、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できる内容とする。
- ・ 侵害物品が複数ある場合には、原則としてそれぞれについて「侵害物品と認める理由」を記載し、「侵害の事実を疎明するための資料」を添付する。

「侵害の事実を疎明するための資料」とは？

侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げるもの。権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書を提出する場合は、提出不要。

- ① 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略して差し支えない。）
- ② 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書

なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、税関が農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求め、その結果、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととなる。なお、この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示する。

15. 識別ポイント（必須）

- ・ 上記「侵害物品と認める理由」において特定した差止対象品の記載のほか、侵害疑義物品の発見の参考となるポイントを記載する。
- ・ 「真正品」と「侵害すると認める物品」の識別ポイント及び識別方法（特有の表示、形状、包装等）を具体的、かつ、詳細に記載する。

16. ライセンス料の基礎となる資料

- ・ 育成者権の場合には記載は不要です。

17. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間（必須）

- ・ 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にチェックを付し又は口を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。
- ・ 登録料が納付されていない期間は有効な期間として受理されないため注意して下さい。

18. 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項

- ・ 輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

- ・「予想される輸入者」については、住所、氏名又は名称、法人番号、電話番号等、判明している範囲で記載する。氏名又は名称については、アルファベット表記を判明している範囲で記載する。
（※予想される輸入者については原則として、輸入差止申立書受付後の公表期間中に意見を述べる機会を与えることとなる。）
- ・輸出者が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、氏名、住所等、判明している範囲で記載する。氏名及び住所については、アルファベット表記を判明している範囲で記載する。
- ・仕出国が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、判明している範囲で記載する。
- ・輸送形態、輸入港等、判明している範囲で「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- ・その他の情報がある場合は把握されている事実を「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- ・判明していない場合は「不明」と記載する。

19. 並行輸入に関する参考事項

- ・参考となるべき事項があれば、できる限り詳細に記載する。
 - ① 我が国以外で権利設定している国（地域）名
 - ② 権利者と外国権利者との関係
 - ③ 外国において製造されている真正商品の種類、国内で製造・販売されている商品との差異、真正商品の輸入価格等
 - ④ 海外にライセンスや委託製造工場等がある場合は、当該ライセンス及び製造工場名と契約内容等

20. 訴訟等での争い

- ・申立てに係る権利について、訴訟での争いがある場合には必ず記載する。
- ・ない場合は、「無」のチェックボックスをリチェック（☒）又は塗りつぶす（■）。

21. その他の参考事項

- ・取締対象国を限定する、特定の会社を除外する等、その他参考となる事項があれば記載し、必要に応じ資料を添付する。
- ・申立人（代理人）以外の者が侵害疑義物品の点検を行う場合は、点検実施者の担当者（所属、氏名）、電話番号及び電子メールのアドレスを記載する。

（例）（点検実施者）

株式会社カスタムスジャパン 知的財産課 関税 次郎

（連絡先）

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇町×番△号〇〇ビル

03-△△△△-□□□□

〇〇〇〇〇〇〇〇@△△△.××

22. 添付資料等

（注意）

- ① 添付資料の右肩には必ず「添付資料〇」と資料番号を表示する。資料番号が共通する資料が複数ある場合には、「添付資料〇-1」等の枝番をそれぞれに表示する。
- ② 各添付資料に更に別紙等の資料を付ける場合には、資料名を「添付資料」とするのを避け、「別紙〇」又は「別添〇」等とする。

○登録原簿の謄本及び公報

- ・ 品種登録簿の謄本を添付する。
- ・ 書類の名称を記載する。

○侵害の事実を疎明するための資料

- ・ [14.侵害物品と認める理由参照](#)
- ・ 書類の名称を記載する。

○識別ポイントに係る資料

- ・ [15.識別ポイント参照](#)
- ・ 書類の名称を記載する。

○判決書、仮処分決定通知書の写し

- ・ 書類の名称を記載する。

○ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等

- ・ 本資料を提出した場合、本欄と共に「侵害の事実を疎明するための資料」欄もチェック（☒）又は塗りつぶす（■）。
- ・ 資料の名称を記載する。

○その他の資料

- ・ 上記以外の提出資料がある場合は、資料の名称を記載する。

○代理権に関する書類

- ・ 代理人が輸入差止申立手続きを行う場合は、委任の範囲を明示した代理権を証する書類を添付する。

○上記資料等の電磁的記録

- ・ 上記資料の一部又は全部を電磁的に作成しており、当該電磁的記録を適宜の媒体・手段によって提出が可能な場合に提出する。